Ｂ－Ｉ－２　格付規程　　　　　　　　　　　　　　　事業者名：

**1，生産行程についての検査に関する事項**

○当規程は生産行程管理者の有機加工食品の出荷に際し､｢有機加工食品の生産行程の検査方法｣(農林水産

省告示1971号)に基づき､以下の方法で実施する。

**２,格付の表示に関する事項**

○格付担当者は､次の手順により有機JASマークの入手及び表示を確詰する

**３,格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項**

○格付担当者は､次の手順により格付後の荷口の出荷又は処分について確認する

**４,出荷後に有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかになった荷口への対応に関する事項**

**５,格付に係る記録の作成及び保存に関する事項**

○格付担当者は､次の手順により格付記録ＪＡＳマーク管理簿を作成し､保存する

**６,格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項**

この規程は令和　年　月　日より適用する